平成22年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 会議録

日 時:平成22年7月12日(月)13時30分~15時

場所:社会福祉センター2階 会議室

出席者

会 長 藤原敬悟 医 師

委 員 秤屋尚生 歯科医師

副会長 兼坂 誠 社会福祉協議会

委員 釼地平子 民生委員・児童委員

委 員 越川和美 ボランティア団体

委 員 鳥塚キミ子 高齢者クラブ

委 員 内川浩明 施設介護サービス事業者

委 員 大野哲義 在宅介護サービス事業者

委 員 濱田はるみ 公募市民

委 員 中川絹子 公募市民

委 員 時得ひろみ 公募市民

委員芦崎徹公募市民

委 員 能 代 裕 公募市民

事務局出席者

・福祉部長 長澤正昭

· 高齢者福祉課 課 長 菅 井 康 成

(生きがい支援班) 副主幹 (班長) 山本徳司

主査補 田中さくら子

主任主事 阿部徳彦

(包括支援班) 主 査 斉藤英晴

・介護保険課 課 長 土屋志郎 (給付管理班) 副主幹(班長) 佐藤 實

主査補 高田孝司

欠席者

委 員 松 山 毅 学識経験者

傍聴者:0名

菅井高齢者福祉

課長

それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日司会をさせていただきます高齢者福祉課長菅井でございます、よろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催にあたりまして、蕨市長よりごあいさつ申し上げます。

蕨市長

みなさん、改めまして、こんにちは。佐倉市長の蕨和雄でございます。

本日は、皆さま大変お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会に ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

みなさまご承知のとおり、わが国では、本格的に少子高齢化が進んできております。

佐倉市におきましても、平成22年5月末現在の人口が約178,000人でございまして、高齢化率が21.56%となっております。今後大幅な人口増加が見込めない中にございまして、高齢化はますます進んでいくものと考えております。

特に南部地域におきましては、むこう10年先には高齢化率が50%近く、

蕨市長

あるいは、50%を超えるのではないかというふうに見込まれておりまして、 そうしますと、いわゆる限界集落ということになってきまして、南部地域の「まち」としての維持が困難になるのではないかと懸念しておるところでございます。

この南部地域対策につきましては、市といたしましても、今、幾つかの施策を展開しているところでございますけれども、一方で、わたくしは所信の一つに予防を掲げてございます。市民の皆さまが将来にわたりまして活力を維持する為には、地域に住む方々の心身の健康が極めて大切でございます。

具体策といたしまして、一点目に、グループホーム運営と補助の拡大等の施策によりまして、誰もが健康で安心して暮らせるような、地域社会の構築を図りたい、そしてまた、二点目には、今年度より、千葉県認知症地域支援体制構築モデル事業というものを展開いたしまして、具体策の強化を図って参りたいと考えおります。佐倉市におきましては、平成21年3月に「第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画」を策定いたしまして、福祉・介護保険に関わる各種事業を展開しているところでございます。当懇話会は、市民の方々を始めといたしまして、各方面でご活躍の方々から直接ご意見をお伺いすることが出来る貴重な場となってございます。委員の皆さまにおかれましては、より良い高齢者福祉行政に向けまして、各段のご支援とご協力を賜りたいというふうに考えております。結びに、本日ご参集賜りました皆さまの一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。本日は誠にご苦労さまでございます。ありがとうございます。。

管井高齢者福祉 課長

続きまして、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会委員の委嘱状交付を 行います。恐縮でございますが、お名前をお呼びいたしますので、呼ばれた 方は、その場でご起立願います。

【委嘱状交付】

1. 藤原敬悟 2.秤屋尚生、3.兼坂誠、4.釼地平子、5.越川和美、6.鳥塚キミ子、7.内川浩明、8.大野哲義、9.濱田はるみ、10.中川絹子、11.時得ひろみ、12.芦崎徹、13.能代裕、14.松山毅。

管井高齢者福祉 課長

なお、松山毅委員におかれましては、本日、所用の為ご欠席されております。 松山委員には、学識経験者としての立場から推進懇話会委員をお勤めいただ くことになっております。

恐縮でございますが、市長は所用がございますので、ここで退席させていた だきますことをご了承ください。

蕨市長

どうぞみなさん、よろしくお願いします。

菅井高齢者福祉 課長

それでは、ただいまより、平成22年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。

ここで、推進懇話会の概要等について、事務局から説明させていただきます。

高齢者福祉課(田中)

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の概要等について、資料「佐倉市 高齢者福祉・介護計画推進懇話会とは」に基づき説明。

菅井高齢者福祉 課長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか。それでは続きまして、5の議事に入りたいと思い ます。

推進懇話会における会長、副会長の選出でございます。初めての懇話会で ございますので、皆さまのお手元に先ほど名簿を配布させていただきました が、こちらを参考にいただければと思います。

それでは、会長、副会長の選出でございますが、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の第6条1項におきまして「推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。」となっております。

会長、副会長の選出について、ご意見がございましたらばお願いいたします。

A 委員

事務局に案がおありでしたら、お示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

管井高齢者福祉 課長

それでは、事務局のほうで予め考えた案がございますので申し上げますと、 事務局の案といたしましては、会長に医師の藤原委員、副会長に兼坂委員と いうことでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

~ 各委員から異議なしの声 ~

ありがとうございます。それでは、会長に藤原委員、副会長に兼坂委員が 選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは会長、副会長、 恐縮でございますが、前の席の方にお移り頂けますでしょうか。では恐縮で すが藤原会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

藤原会長

こんにちは、ご紹介にあずかりました藤原でございます。大役を仰せつかりまして、なにぶん不慣れなものでございますから、会議の議事進行に支障が出るのではないかと内心、不安な面もございますが、みなさんのご協力をいただきまして何とか進めさせていただければと思っております。

この会議の目的でございますけれども、今事務局の方から説明がありましたけれども、この会議は意思決定機関ではございません。あくまでも市の行政の施策を実行していく上においての意見を述べる場でございます。従いまして、各委員の皆さまのいろいろなご意見、これが責任を伴うとかそういったことは一切ございませんので、どうぞ忌憚の無い意見をどんどんおっしゃっていただきまして、今後の市の計画の方に役立てていただければと思います。3年間の長丁場でありますのでいろいろあるかと思いますけれど、わたくしとしましては、市とタイアップいたしまして、いろいろ建設的に高齢者の方の福祉の役に立てるような意見が打ち出せないかと、そのように考えております。ひとつご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

菅井高齢者福祉

ありがとうございました。

課長

続きまして、兼坂副会長よりご挨拶をお願いいたします。

兼坂副会長

社会福祉協議会の兼坂と申します。よろしくお願いいたします。

大変不慣れではございますけれども、会長補佐をして、一生懸命務めさせ ていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

菅井高齢者福祉 課長 どうもありがとうございました。

それでは、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

藤原会長

それでは、規定によりまして会長が会議の議長を務めることとなっているようでございますので、私の方で進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。

会議次第には記載されておりませんけれども、はじめに、本日の会議の公開の可否及び懇話会の会議録の作成方法について決をとりたいと思っております。

この件に関して、事務局よりご説明をお願いいたします。

高齢者福祉課 (田中) 議長、よろしいでしょうか。高齢者福祉課の田中と申します。

本懇話会ですけれども、今日が1回目の会議ということで会議録の作成方法等についてあらかじめ決めておく必要がございますのでご説明させていただきます。

本懇話会は、佐倉市情報公開条例及び佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱の第8条の規定に基づきまして、原則会議を公開することになっております。

ただし、特定の個人や法人の情報に関して公開しないことが適切であると 認められる場合につきましては、公開しないことが可能となっております。

本日の会議でございますが、議事として、非公開にすべき内容は含まれておりませんので、事務局(案)といたしましては、本日の会議の全部を公開として取り扱いさせていただきたいと考えております。

ただし、本日は傍聴の方がお見えではいらっしゃいませんが、会議を公開することによって、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると判断される場合におきましては、懇話会の決定によって、会議の全部もしくは一部を非公開にすることも可能となっております。

また、会議録ですが、皆さまのお名前を記載せずに、A委員、B委員、C

高齢者福祉課 (田中)

委員・・・というように記載させていただきまして、いただいたご意見につきましても一言一句全てを会議録に記載するのではなく、要約したご意見を記載させていただきまして、必要に応じ市のホームページ等で公開していくように考えております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

藤原会長

ただいま事務局より本日の会議公開の可否については全部公開。また会議録の作成方法については、委員氏名を記載せず、要約した意見のみを掲載ということで提案がありました。これに関しましてご意見等ございませんでしょうか。何かございましたらご意見等を出していただければと思いますが。いかがでございましょうか。

もしおありで無いようでしたら、ここで決をとらせていただいてよろしいで しょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

~ 全委員挙手 ~

ありがとうございます。賛成多数ということで、それでは、本日の会議は公開扱い、また、会議録は、委員氏名を記載せず、要約意見のみを掲載するということになりましたので、事務局の方で対応よろしくお願いいたします。 続きまして、議事(2)地域密着型サービス事業者についてですが、これにつきましても事務局より説明をお願いいたします。

土屋介護保険課 長

議長、よろしいでしょうか。介護保険課長の土屋でございます。よろしくお願いいたします。それでは失礼して座らせていただき、ご説明させていただきます。

介護保険サービスの内、地域密着型サービスにつきましては、市町村指定となってございます。先ほどの事務局説明の中でもございましたが、懇話会委員の皆さまには、地域密着型サービス運営委員会の委員も兼ねていただくことになります。これから地域密着型サービス運営委員会につきまして、担当よりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

介護保険課 (高田)

介護保険課の高田と申します。よろしくお願いいたします。それでは失礼 して座らせていただき、地域密着型サービスの概要及び運営委員会の説明を させていただきたいと思います。

現計画から委員をしていただいている方にとっては、もう一度聞くような形になってしまうかもしれませんが、新しく委員になられた方が多くいらっしゃいますので、もう一度ご説明させていただきます。まず地域密着型サービスでございますが、資料は平成22年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会となっているA43枚の資料で、地域密着型サービス運営委員会とカッコ書きがある資料の方をご覧ください。

まず、1ページ目から説明させていただきます。地域密着型サービスということでございますが、高齢者が認知症等で介護が必要になっても、出来る限り住み慣れた地域で生活を継続出来るように、日常生活圏域ごとにサービスの拠点を作って、支援をしていこうという考え方のサービスでございます。

介護保険課 (高田)

この考え方につきましては、平成18年に介護保険の大きな法改正がございまして、その時に新しく位置付けられたサービスでございます。この中で、日常生活圏域という単語が出てきたのですが、佐倉市におきましては、佐倉地区、臼井・千代田地区、志津北部地区、志津南部地区、根郷・和田・弥富地区の計5つに地区分けして、5圏域を分けさせていただいております。続きまして、介護保険の地域密着型サービスの種類については、そちらに記載した6種類のサービスがございます。

ひとつ目が夜間対応型訪問介護。こちらは名前の通り、訪問介護、ホーム ヘルパーさんが夜間に訪問するサービスなんですが、大きな特徴といたしましては、巡回だけではなくて、利用者宅に端末があって、それを押して呼べば来てくれるというサービスでございます。続きまして、認知症対応型通所介護。こちらにつきましては、認知症の要介護者の方を対象といたしまして、デイサービスで、日常生活上の介護や世話をしたり、機能訓練を実施するサービスです。認知症に、ある程度特化したようなカリキュラムを持ったサービスです。規模も12人が最高という小規模に営まれるサービスでございます。

続きまして、小規模多機能型居宅介護、こちらは先ほど申しました平成18年の法改正の際に初めて位置づけられたサービスでございまして、通常、例えば、デイサービスならデイサービス、ホームヘルパーならホームヘルパーというようなサービスを、別々の事業所が営むのですが、これはひとつの事業所が、包括的に様々なサ・ビスを組み合わせて、その方に必要な介護や世話や訓練を実施するサービスでございます。こういう複数のサービスを組み合わせる関係で、通常のサービスについては使った回数でお金の計算がされるんですが、これはひと月幾らという形で、お金が計算されるサービスでございます。続きまして、認知症対応型共同生活介護、後ろの方にカッコをしてグループホーム、とありますが、こちらの方が皆さまに馴染みではあるのかと思います。こちらは認知症のある方で共同生活、ある程度その方の能力を活かしながら共同生活をして、日常の介護や世話や機能訓練を実施するというサービスです。

続きまして、地域密着型特定施設入居者生活介護。こちら名称は長いですが、後ろの方の特定施設入居者生活介護というのは、一般的には、介護付き有料老人ホームと呼ばれることが、多いです。ここに書いてありますように、定員29人以下の介護専用型有料老人ホームで、入居している要介護者の方に対して、介護や世話、日常生活の機能訓練、療養上の世話をすることを目的としている施設でございます。

最後になりますが、6つ目として、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。こちらも名称が長いのですが、入所定員が29人以下の特別養護老人ホームとイメージしていただければ、言葉的には分かり易いかと思います。日常生活上の介護や世話、機能訓練、健康管理といった療養上の世話を受けることを目的としている、いわゆる特別養護老人ホームの小規模なものとイ

介護保険課 (高田)

メージいただければと思います。

以上、簡単ではありますが、地域密着型サービスの種類についてご説明させていただきました。

続きまして、2ページ、地域密着型サービスにはどのような特徴があるか ということでご説明させていただきます。

まず、特徴の1点目として、その市町村の住民の方のみがサービスを受け られるという点がございます。厳密には、その市町村が発行している介護の 保険証を持っている方が受けられるというのが原則でございます。これは地 域密着型ということで、遠い市町村の方を受け入れるのではなく、佐倉市の 地域住民の方が、その地域の拠点の施設を使っていただくという趣旨でござ います。続きまして、2点目、市町村に事業所の指定権限がございます。介 護保険の事業を行う際には、国の基準を満たしたということで、指定という ものを受ける必要があるのですが、他の施設、事業所については、都道府県 が指定の権限を持っていますが、地域密着サービスについては、その指定の 作業を市町村が行うようになります。続きまして、3点目として市町村は、 地域の実情を勘案して、地域密着型サービスの整備の量の見込みを定めて、 計画に盛り込む必要がございます。こういうものを含めまして、介護保険の 事業計画、佐倉市高齢者福祉・介護計画を立てることになります。続きまし て、3点目にも関連するのですが、4点目としまして、市町村は、介護保険 事業計画において、特に入所や入居系、先ほど申し上げた中では、小規模な 介護付き有料老人ホーム、小規模な特別養老人ホームにつきましては、総定 員枠というものを設けまして、それを超えた事業所の希望がある場合には、 計画との整合性というものがございますので、事業所を指定しないというこ とが出来ます。これにつきましては、今回は詳しくご説明しませんけれども、 サービスの量につきましては、最終的には市民の皆さまにご負担いただく介 護保険料にも直結する部分がございます。施設のサービスにつきましては比 較的単価が高くございまして、そういうものに影響する関係もございますの で、計画を立てることによって、計画的な整備が可能となります。

続きまして、5点目としまして、特殊なものは佐倉市は無いのですけれども、市町村は地域の実情に応じた指定基準の設定を行うことが出来ます。これは、国の方で指定の基準の基本的なところは設けているのですが、整合性を反しない限りは、市町村独自で設けるということも出来ます。佐倉市は、国の基準どおりで行っております。以上のところが、サービスの特徴でございます。

続きまして、事業所指定までの流れということで、これは事業所につきましては先ほどの整備の計画に基づきまして、公募を行います。その場合、応募があった場合に市役所内の地域密着型サービス事業者選定委員会というもので審査を行いまして、その後、地域密着型サービス運営委員会の皆さまのご意見をいただきます。決定自体はこちらの方で行うのですが、当然専門の方や市民の方の意見を入れなければいけないところもあると思いますので、そういうご意見をいただくための役割ということで、皆さまにお諮りさせて

介護保険課 (高田)

いただいて、最終的な決定を行わせていただきます。そこで事業所予定者として選定された場合には、事業者が事業開始に向けて準備を行い、最終的には準備が整ったところで指定をしてくださいという申請がございまして、その申請を審査して、佐倉市が事業所を指定するという形になります。

最後に5点目として、先ほどの繰り返しにもなるのですが、今申しましたように、地域密着型サービス運営委員会の役割ということで、そういうような地域密着型サービスの運営や指定には、皆さまのご意見をいただくために委員会を設置しなくてはならないとなっておりますので、そういうことがございましたら、皆さまの方にお諮りをさせていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

3・4ページについては、ご説明はいたしませんけれども、3ページは現在の地域密着型サービスの整備状況でして、佐倉市全域で今のところこういうサービスが何処にありますといったものです。また、4ページですけれども、一番最近整備した夜間対応型訪問介護の実績状況を載せさせていただきました。事業が開始されたのが平成21年度からということと、夜間対応になる方限定でご利用になるということと、平成18年度から位置づけられた新しいサービスであること等から、利用状況はあまり伸びていないのですが、こういう状態で利用状況が推移していますということで載せさせていただきました。

地域密着型サービスにつきましては、以上のご説明で終わりにさせていた だきます。

藤原会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

B委員

この地域密着型サービス運営委員会というのは、高齢者福祉・介護計画推 進懇話会と2枚看板といいますか、性格的に言うと、もう一つの役割を担う ということで、事業所の、むしろ指定に関わることだけということでよろし いのですか、委員会の意見というのは。

介護保険課 (高田)

事業所の運営等というところもございますので、その分以外のところについてもご意見いただくところはあると思いますけれども、現在までのところでいきますとご意見伺うのは、主に指定をする際にご意見いただくというところが殆どでございました。

B委員

もう一点、地域密着型サービス、実際にサービスを受けた経験が無いのですが、こういう事業所を選んで利用者は、介護保険の要介護だとか要支援といった度合いによって、介護保険を利用しているということでよろしいでしょうか。

介護保険課

おっしゃるとおりです。介護保険上のサービスについては、介護保険の認定、

(高田)

要支援1・2から要介護1~5まで7段階あるのですが、認定を受けた方が利用するサービスということで、間違いございません。

なお、サービスの中ですが、介護の度合いによって、軽い方が使えないサービスというのが一部あるのですが、そこについてはまだ触れていないのですが、そういうものもあるということで、ご承知おきください。

B委員

そうすると地域密着型の指定の業者の名前がありますね。この他にもいろいるな民間業者が、デイサービスだとかいろいろなものがあるのですが、そういうものとの違いというのはどういうところなんでしょうか。

介護保険課 (高田)

先ほどの説明の繰り返しにもなってしまうのですが、介護保険の通常のサービスにつきましては、例えば、市を跨いで使っていただいても特に問題が無かったりですとか、あるいは事業所を指定する際の指定権限が都道府県にあったりということがございますけれども、地域密着型サービスにつきましては、利用が、例えば佐倉市内の地域密着型サービスの事業所につきましては、佐倉市の保険証、通常は佐倉市民の方ですね、だけがお使いになっていただく、あるいは、指定をする際には、通常書類等々は都道府県に出るものが市町村の方に出て、それを審査して市町村の方が指定等を決定する形になります。

藤原会長

この他に何かございませんでしょうか。ございませんでしたら、次に移りたいと思いますが、なお、お願いでございますけれども、ご発言の時ですけれども、録音しておりますので、挙手をして、お名前の方を、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議事3に入らせていただきたいと思います。このこと につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

高齢者福祉課 (斉藤)

議長、よろしいでしょうか。高齢者福祉課包括支援班 斉藤と申します、よろしくお願いいたします。失礼ですが、座らせて説明させて頂きます。

はじめに、地域包括支援センターの設置経緯について若干説明させて頂きます。本日お配りしました、第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画書の36ページをお願い致します。36ページ中段に(1)地域包括支援センターの拡充という欄がございます。平成18年4月より、改正介護保険法の施行により、介護認定基準の変更、介護予防の推進、地域包括支援センターの創設、地域密着型サービスの導入等が定められました。佐倉市では、直営方式による地域包括支援センターを市役所[高齢者福祉課]に1箇所設置するとともに、地域の身近な相談窓口として委託方式による地域介護相談センターを5箇所に設置して、「総合相談」「包括的・継続的な支援」「権利擁護、高齢者虐待防止」「介護予防プラン作成」等の業務を推進して参りました。

さらに、平成21年4月より、佐倉市のすべての日常生活圏域に委託方式 による地域包括支援センターを各1箇所(計5箇所)設置することにより、

高齢者やその家族などを、より身近な地域でサポートし、安心して暮らす事 のできる体制を整備して参りました。日常生活圏と、先ほども出ております が、最初にこの、計画の概要もお配りしましたが、概要の一番裏、佐倉地区、 臼井・千代田地区、志津北部地区、志津南部地区、根郷・和田・弥富地区の このような形の生活圏で5圏域を認めております。ちょっと遠くて申し訳な いのですが、それを大きくしたものがこの地図になりまして、赤い四角が佐 倉駅、臼井駅、ユーカリが丘駅、志津駅、JR佐倉駅、そして地域包括支援 センターは利便性の高いところ、駅やバス停の近いところに、この青い丸で すけれども、設置しております。また、地域包括支援センターを受託してい る法人施設は、やはり同じ圏域の中で、少し離れておりますが、連携を図っ てそういう場所に設置されているところでございます。位置関係については、 以上でございます。それでは、会議資料の佐倉市高齢者福祉・介護計画推進 懇話会(地域包括支援センター運営協議会)というレジメをお願いいたしま す。めくりまして、資料1ページ、地域包括センターのPRチラシ、こちら は市役所窓口、市内公共施設で配布しているものでございます。各包括支援 センターの詳細な場所、連絡先、担当エリア等を掲載しております。 2ペー ジ目にまいりますと相談受付時間をお知らせしております。受付時間ですが、 日曜日から金曜日の週6日間で、休みは、土曜日、祝日、年末年始でありま す。日曜日の開設に特色があると言えます。資料にはございませんが、本年 4月、船橋市健康福祉局より佐倉市の包括支援センターに視察がありました。 船橋市では、現在、 5 箇所の包括を市直営で運営しており、佐倉市の委託の 導入について視察に来たところ、日曜日開設についても大変興味深く受け止 めておりました。

次に資料2ページから4ページでございます。佐倉市地域包括支援センター事業に関する経過について、主な内容を時系列にまとめたものでございます。市直営の包括を開設しながら、再三に渡り、地域包括支援センター運営協議会も兼ねるこの懇話会でご指導ご協力を頂き、今日に至ることを改めてご理解いただけるかと思います。

ちなみに、本年7月1日現在、千葉県内の地域包括支援センターでは、直営施設50か所、委託施設65か所、計115施設が設置されております。 県内36市で見ますと、直営方式のみ18市、委託方式のみ10市、直営と 委託方式併用が8市でございます。いずれにいたしましても、さらなる高齢 社会の進展にともない、地域包括支援センターの充実は、多様な高齢者福祉 の拠点施設として重要となるものと考えます。

資料の5ページをお願いします。地域包括支援センターの相談実績でございます。

表 でございますが、参考までに平成20年度の相談実績を掲載しました。 地域包括支援センターの前身であります地域介護相談センターと高齢者福祉 課が直営で運営していた地域包括支援センターの相談実績であります。

表 でございます。平成21年度地域包括支援センターと高齢者福祉課で 受付した相談実績でございます。単純比較ではございますが、平成21年度

全体では、前年比より986件の相談件数の増加があり、5箇所の地域包括 支援センターと地域介護相談センターの相談件数では、1,189件の増加 が見られます。徐々にではありますが、地域包括支援センターへの関心や周 知が図られてきているものと考えます。

6ページをお願いします。相談内容でございます。表でございます。資料には表示されておりませんが、総合計3,750件となります。相談で最も多い内容は、「介護・福祉」関係、1,242件、全体の33.1%を占めております。続いて、「認知症」関係、386件、10.3%、「介護関連」379件、10.1%となっております。相談内容が重症かつ複雑化したケースも散見し、継続して相談や見守りを続けるケースも増加し、相談件数を1件として処理できない案件が増えていくことが危惧されております。まだ、数は少ないといえるか分かりませんが、虐待関連、権利擁護に関する相談も高齢者の生命・財産を守る観点から、今後一層の市民への注意喚起が必要と考えます。

7ページをお願いします。相談対象者、表 でございます。家族からの相談が1,286件で全体の50.3%を占めております。続いて利用者自身が347件(13.6%)となっております。また、地域の民生委員や近隣、関係機関からの相談や通報により情報の共有化と対応の連携を図り、高齢者の悲惨な事件や事故を未然に防止する体制の整備に努めております。

資料4、8ページ、平成21年度地域包括支援センター高齢者虐待対応状況をお願いします。地域の見守り、情報の共有と行動の連携の事例として高齢者虐待の概要と、過去3年間の高齢者虐待の推移をまとめております。虐待が終結したもの、虐待ではないが継続的な見守り支援を行う、施設入所等、多様な支援が行われています。参考までに載せさせていただきました。細かい事例については、省略させていただきます。

資料6、12ページをお願いします。佐倉市地域包括支援センターの業務委託契約には2本の契約で包括支援センター業務が遂行されております。一つは、包括的支援事業であります。介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務等、今ご説明したような内容について取り扱う業務契約でござまいす。もう一つは、任意事業契約としまして、要介護・要支援者への住宅改修理由書の作成、ふれあい配食事業調査事務といった適正なサービスを提供するための資格要件の確認、訪問調査や調査書作成等の業務を委託しております。その取扱いの件数でございます。

続きまして、資料7、13ページをお願いします。同じく、任意事業であります、介護者支援事業「介護者のつどい、介護者教室」の開催実績でございます。「介護者のつどい」は、現在介護中の方を対象に、日ごろの悩みを話し合ったり、リフレッシュ体験をして、介護による精神的な負担を緩和する事を目的として開催しております。「介護者教室」は、これから介護を行う予定の方、現在介護中の方に新しい介護知識や介護方法の学習や体験を目的に開催しております。その実績でございます。

平成21年度は、一部中止がございましたが、5圏域で「介護者のつどい」

17回、「介護者教室」20回が開催されました。

資料8、14ページをお願いします。佐倉市地域包括支援センター会議実績でございます。毎月、市と各地域包括支援センターと定例会を開催し、職種の違いはありますが、ケース検討や課題研修を重ね、情報の共有と連携に努めております。佐倉市は、形式的には地域包括支援センター事業を委託方式で業務を執行しておりますが、市も責任主体として、高齢者福祉課に専門職員を配置し、統括的に地域包括支援センターと一体となって事業の推進を図っております。資料9、15ページ、平成21年度地域ネットワーク業務実績でございます。ここに掲載した研修会、関係機関会議、個別ケース会議等は一例であり、各包括支援センターでは多様な場に出席し、情報の共有、問題解決、支援の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で暮らす事が出来るよう、医療や福祉施設のみならず、様々な職種との協働や関係機関との連携体制・ネットワークの構築に努めております。次のページからは、各地域がいろいろなところとの連携を、ネットワーク作りに取り組んだものの報告です。

最後になりますが、21ページをお願いします。毎月の「こうほう佐倉: 1日号」の暮らしの相談ページに「地域包括支援センター」の欄を設けております。資料は今月の1日号のコピーでございます。

「地域包括支援センター」という名称は、どのような施設なのか分かりに くいといった意見をいただいております。広報の紙面の都合もありますが、

今回は「高齢者の総合相談窓口」といったサブタイトルを大きく入れて頂きました。広報課にも、地域包括支援センターの紙面の確保、充実はもとより、特集記事等の取り扱いについても依頼したいと考えております。また、高齢者の集う集会やイベント、学習会等を通じて P R チラシの配布、紹介等、地域包括支援センターの P R、周知を一層図って参りたいと考えております。資料の説明は以上でございます。

藤原会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

B 委員

地域包括支援センターを市が委託してやっているということで、包括支援センターのスタッフというのは、何人くらいでやっていられるのか、それが一つ。地域包括支援センターを知ったのは最近なのですが、何か地域包括支援センターというのが地区にあるのはわかっていたのですが、どういうことをしているところなのかを知らずに、わたしも高齢者の介護をした経験もありますが、知らないでずっときてしまって、今の説明のように広報に「高齢者の総合相談窓口」といように文字を入れていただくと、はっきりわかるのですね。地域包括支援センターは、それ自体の名前のイメージがあまりに強くて、名前に入っていない言葉をイメージ出来ない。例えば「高齢者」云々というところが見えないところがあるのですが、それは実際どうなのでしょうか。

まず職員体制でございますが、センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門三職種は必ず配置していただいております。あとは、施設の相談件数との状況で、各施設が人員を補充して対応していただいているところです。また、全国何処も地域包括支援センターという名称で動いておりまして、わたしたちも業務を委託するにあたりましても「こういう看板で掲示してください」という中でスタートいたしました。やはりちょっと「分かり難い」「何をやっているんだろう」といったお声をお聞きしますので、先ほどの様にプラス・アルファでサブタイトルを付けたり、高齢者の方が集う場所に適宜紹介して、周知を図って参りたいと考えております。

藤原会長

この他に何かご質問ございませんでしょうか。

A委員

13ページの任意事業なのですが、介護者の集いですとか介護者教室がかなり頻繁に行われていて、こういった情報をケアマネジャーの方に積極的に流していただくことは出来るのでしょうか。

高齢者福祉課

(斉藤)

A 委員

全体のケアマネジャーの方に個々にということでしょうか。

はい。

高齢者福祉課 (斉藤)

例えば、HPには前期の開催日という形でご案内しているのと、広報の限られた紙面の中で毎月1号に出しているというところがございます。社会福祉協議会の皆さまにおいても、何かの集まりの時には「こういうのがあるから注意して積極的に関わってください」といった声かけをしていただければと、わたしたちもいろいるな職種の方にもっと積極的にアピールしていかなければとは思いながらも、今のところHPと広報の掲載に留まっておりますので、このあたりの事についても情報提供を考えていきたいと思います。

A 委員

もう一点なのですが、介護者の集いや教室等に、男性の方の参加が非常に 少ないとの情報を聞いたのですが、男性が参加しやすいようなサポートの仕 組み作りといったものを考えていただけたらと思うのですが。

高齢者福祉課(斉藤)

今のご意見を受け賜わって、注意していきたいと思います。男性で介護なさっている方のお話をお聞きしますと、「真面目で頑固で『力を抜いてどうぞ』といった声かけをしても『教室等には行かない』といった方が多い」といったお話をちょっと伺ったこともあるのですが、いろいろな形で呼びかけはして参りたいと思います。介護者教室等で参加者へアンケートを取ると「また次も参加したい」「来て良かった」というご意見も伺っておりますので、その方達からお仲間に声かけしていただくという形で少しでも多くの方に参加していただければと思います。また、家庭的な雰囲気もあるので、40~50人だと逆に多すぎて薄れてしまうということもあり、5~10人前後とかで

ある方がいろいろ沢山お話が出来たりするといった事も聞きますので、内容 や場所によって、規模や対象者や広報の仕方等を考えていかなければと思っ ています。

C委員

わたしは南部地域包括支援センターの圏域なのですけれど、介護者教室等の場合、ケアマネジャーさんが会場近くの民生委員さんにチラシを持って「該当する人に呼びかけてください」とお願いに来ます。そしてその内容によっては、民生委員の会議で皆さんに呼びかけたりとかをされています。

高齢者福祉課 (斉藤)

そういう形で、地域の方たちとのネットワークというところに地域包括支援センターも注意を払っておりまして、地域の方にいろいろ協力したり協力をお願いしたりといった関係各位とのネットワーク作りを行いたい、わたしたちも支援していきたい、と思っております。

D委員

わたしは北部地域包括支援センターの圏域なのですけれど、本当に地域包括支援センターはとても熱心にやってくださっていると思っておりまして、わたしは高齢者のサロンとかいろいろやっているのですけれど、そういうところにぜひ来ていただいてお話をしていただくように、「頼りになるのは地域包括よ」と、宣伝をしているんですね。これからも、細かく、小さいグループでも呼んで、お話ししていただきたいと思っています。何回も何回も聞かないと、なかなか理解していただけないので。

藤原会長

ありがとうございます。まだ出来たばかりでございますので、一年でございますので、今後まだいろいろあるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。それでは、他にはよろしいでしょうか。

B委員

ひとつよろしいですか。統計表の中で、高齢者虐待に関する状況一覧表があるのですが、これは最近新聞何かで紙面を賑わしていますが、こういう傾向はやはり全国的にあって、佐倉市にも多いということなのですか。

高齢者福祉課 (斉藤)

新聞報道やTV報道等で、残念な事件が報道されておりますが、何処にでも、潜在しているということは確実でありまして、周囲の見守りの目で通報が早かったことによって、惨事に至らなかったということもあると思います。とにかく、潜在しているということは確かなので、やはり地域の目、地域の声かけを、早期発見のためにわたしたちも頼りにしているところでございまして、佐倉市が統計的に多いとか少ないとかといったことは、何とも申し上げ兼ねるところでございます。

B委員

これを見ると何か傾向があるのかなと思いまして。おっしゃるとおりだと 思います。潜在的にこういう問題は存在し、将来自分にも可能性があるとい うことだと思うのですよね。対処もご苦労なことだと思います。地域包括支 B委員

援センターというのは、本当に介護の、福祉の最前線でやっておられるなと 改めて認識しました。

藤原会長

どうもありがとうございました。他にはご質問等よろしいでしょうか。 それでは、議事4に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

高齢者福祉課 (田中) 議長、よろしいでしょうか。高齢者福祉課 田中と申します。では、何点か確認させていただきます。次回の懇話会ですが、10月15日(金)午後1時から3時までの開催を予定しております。もし皆さまに承認いただきましたら、予定から決定ということでさせていただきたく考えております。みなさまのご都合等はいかがでしょうか。(異論無し)。それでは、この先ご都合が悪くなられましたら事務局の高齢者福祉課へご連絡いただき、懇話会は欠席ということで控えさせていただきます。万一、欠席の方が過半数を超えましたらば会議自体が成立いたしませんので、その時には日程を調整しなおさなければなりませんが、現時点では、次回の会議は 10月15日(金)午後1時から3時までということで、日程よろしくお願い申し上げます。なお、どの会議室で行うかということや資料に関しましては、開催日が近づきましたらご連絡させていただきます。また、3回目以降の会議日程につきましても詳細が決まり次第、適宜ご連絡させていただきたく考えております。ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

藤原会長

どうもありがとうございました。今までの件に関しまして、ご発言あるいは疑問等がございましたら、今お受けいたしますがいかがでございましょうか。もし、無いようでございましたら、本日の議事はすべて終了したということで、平成22年度第一回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了させていただきたいと思います。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。